

騒音および振動の規制基準

騒音

特定工場および特定建設作業等の規制基準

	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～18時	18時～22時	22時～翌6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

単位：デシベル

※竜王町告示第28号および第29号

※区域は生活安全課にある図面をご確認ください。

環境基準

	類型	昼間	夜間
		6時～22時	22時～翌6時
◆住居専用地域	A	a. 55 b. 60 c. 70	a. 45 b. 55 c. 65
◆住居系地域	B	a. 55 b. 65 c. 70	a. 45 b. 60 c. 65
◆商工業系地域	C	a. 60 b. 65 c. 70	a. 50 b. 60 c. 65

単位：デシベル

◆a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路
近接空間

※区域は生活安全課にある図面をご確認ください。

振動

特定工場および特定建設作業等の規制基準

		昼間	夜間
		8時～19時	19時～翌8時
第1種区域		60	55
第2種区域	(Ⅰ)	65	60
	(Ⅱ)	70	65

単位：デシベル

※竜王町告示第32号および第33号

※区域は生活安全課にある図面をご確認ください。